



## その掲示だけじゃ...

**改正!**

Point

①

有機溶剤中毒予防規則等の掲示事項に改定と追加項目あり!

**有害物の有害性等に関する掲示内容が見直し!?**



**掲示義務の対象物質が拡大!!**

**新設!**

Point

②

粉じん障害防止規則等で  
掲示の義務化

足りないかも...

特定の有害物を取り扱う場所について、有害物の有害性等を周知するため、有害物の人体に及ぼす作用等について**掲示する事項の見直し・追加**を行い、対象物質が**拡大**されました



Point

①

Check!

## 有機溶剤中毒予防則等の掲示事項に改定と追加項目あり！

有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則において、掲示すべき項目のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」が「特定の有害物により生じるおそれのある疾病及びその症状」に改定されました

Check!

掲示すべき項目について「保護具を着用しなければならない旨」及び「使用する保護具の種類と性能」が追加されました

### <掲示物の作成例>

#### 有機溶剤(アセトン)の使用上の注意

- 1 有機溶剤により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状
  - (1) 生じるおそれのある疾病の種類  
中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害
  - (2) その症状  
頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制
- 2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
  - (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること
  - (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
  - (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること
  - (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること
- 3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
  - (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること
  - (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること
  - (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと
  - (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと
- 4 使用すべき保護具
  - (1) 呼吸用保護具 適切な呼吸用保護具を着用すること  
・防毒マスク(有機ガス用)  
・高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器
  - (2) 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること
  - (3) 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること
  - (4) 皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること

※この改定に伴い旧告示の掲示は廃止されました(掲示を継続することは問題ありません)

Point

②

Check!

## 粉じん障害防止規則等で掲示の義務化

令和6(2024年)4月1日より、粉じん障害防止規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、労働安全衛生規則(ダイオキシン類関係)でも同様の掲示が義務化されました

弊社では「労働衛生コンサルタント」、「作業環境管理専門家」が法令の相談から作業環境測定、換気装置等の対策まで実施します。お気軽にご連絡ください。

〒416-0906 静岡県富士市本市場422-1  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654  
E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)  
URL <https://rikka.co.jp>



**RIKKA**

立華株式会社

